

# 青森県報

第二千二百九十七号

平成十六年  
三月五日  
( 金 曜 日 )

## 目 次

### 規 則

青森県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の一部を改正する規則……………( 環 境 政 策 課 ) ……一

### 告 示

飼料の試験の結果の概要……………( 畜 産 課 ) ……一  
漁船保険付保義務の発生……………( 水 産 振 興 課 ) ……二  
土地収用法による事業の認定……………( 監 理 課 ) ……二  
道路の区域の変更……………( 道 路 課 ) ……三  
道路の供用の開始……………( 同 ) ……三  
都市計画事業計画の変更認可……………( 都 市 計 画 課 ) ……五

### 公 告

特定漁港漁場整備事業計画変更の公表……………( 漁 港 漁 場 整 備 課 ) ……五  
人事委員会……………  
人事委員会規則七 一〇( 学 校 職 員 の 特 殊 勤 務 手 当 ) 等 の 一 部 を 改 正 す る 規 則……………( 任 用 ・ 給 与 グ ル ー プ ) ……六  
人事委員会規則七 四七( 産 業 教 育 手 当 の 支 給 を 受 け る 実 習 助 手 の 範 囲 ) の 一 部 を 改 正 す る 規 則……………( 同 ) ……六  
人事委員会規則七 五六( 定 時 制 通 信 教 育 手 当 の 支 給 を 受 け る 実 習 助 手 の 範 囲 ) の 一 部 を 改 正 す る 規 則……………( 同 ) ……七

## 規 則

人事委員会規則七 八〇( 期 末 手 当 、 勤 勉 手 当 及 び 期 末 特 別 手 当 ) の 一 部 を 改 正 す る 規 則……………( 同 ) ……七  
公安委員会……………  
型式の検定適合遊技機……………( 企 画 課 ) ……七

青森県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五号

青森県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の一部を改正する規則

青森県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則( 昭 和 六 十 一 年 七 月 青 森 県 規 則 第 四 十 一 号 ) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。  
第五條第一項中「青森県環境保健センター」の下に「環境管理事務所」を加え、  
同条第三項中「午後四時三十分」を「午後五時」に改める。

### 附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

## 告 示

青森県告示第百三十八号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律( 昭 和 二 十 八 年 法 律 第 三 十 五 号 ) 第五十六條第一項の規定により平成十六年二月十日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

平成十六年三月五日

青森県知事 三 村 申 吾

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験結果の概要								違反の内容							
				粗たん白質 %	粗脂肪 %	カルシウム %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %	揮発性窒素 %	水溶性窒素 %		消化率 %	T D N %	M E kcal/kg	その他 の査 水分%			
中部飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字 海岸24 5	同 左	アロイ中印 ほ乳期子豚育成用配合飼料 スーパースタック	16.1	17.1	3.7	0.69	0.46	2.6	4.4						78.1		3,010	12.7	
		アロイ中印 前期用配合飼料 E子銀行E	16.2	24.2	4.0	1.04	0.71	1.9	6.0								3,200	12.2	
		アロイ中印 後期用配合飼料 後期用配合飼料 後期用配合飼料 後期用配合飼料 後期用配合飼料 後期用配合飼料	16.2	18.9	7.5	0.82	0.52	2.7	4.7								3,260	11.7	
		アロイ中印 フロイラー肥膏 後期用配合飼料 五穀味醱仕上げ アロイ中印 成鶏飼育用配合飼料	16.2	18.8	9.1	0.88	0.58	2.6	4.8								2,870	12.5	
		アロイ中印 フロイラー肥膏 後期用配合飼料 五穀味醱仕上げ アロイ中印 成鶏飼育用配合飼料	16.2	17.1	5.7	4.08	0.56	2.8	12.5								2,870	12.5	

注 試験結果の概要の欄中栄養成分に関する検査にあつては、個別検査項目に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分量に対する過不足量等を示す。

青森県告示第百二十九号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があつたと認めため、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

平成十六年三月五日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名	加入区の名称
下北郡川内町大字川内字川内四三番地三	川内

青森県告示第百四十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」といふ。）第二十條の規定により事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十六年三月五日

青森県知事 三 村 申 吾

田 中 鐵 男	坂 井 勝 儀	橋 本 力 太 郎
下北郡川内町大字川内字田野沢一六九番地二〇	下北郡川内町大字松川字稲沢八番地二	

一 起業者の名称

むつ市

二 事業の種類

産業振興拠点施設建設事業

三 起業地

1 収用の部分

青森県むつ市田名部町地内

2 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件

豊かな自然環境を生かしながら、生産波及効果や雇用創出効果などを有する観光産業の振興と発展及び地域経済の活性化と向上を図ることを目的として、観光客への休息機能、観光情報提供機能及び観光資源展示コーナーを備えた産業振興拠点施設建設事業は、土地収用法第三十二条の「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に該当すると認められる。

2 法第二十条第二号の要件

起業者は、事業遂行について既に財源措置を講じていることから、十分な意思と能力を有していると認められる。

3 法第二十条第三号の要件

起業者は、半島地域といった地理的条件により開発が遅れている下北半島地域の豊かな自然環境を生かしながら、生産波及効果や雇用創出効果などの経済効果を有する観光産業の振興と発展及び地域経済の活性化と向上を図るため産業振興拠点施設を建設しようとしているものであり、本件事業の施行により得られる利益は存すると認められる。

一方、本件事業の施行により失われる利益は、工事期間中の騒音、振動等に起因する周辺環境への影響が考えられるが、本件事業による地域住民の利用上の利便性を考慮すると、一時的な影響は存するもののそれにも増した利便性が得られること、本件事業の起業地はむつ市が整備するシンボルロード「来さまい橋通り」に隣接し、既存施設であるむつ下北観光物産館「まさかりプラザ」及び「イベン」ト広場」との相互利用による相乗効果が期待できること、事業計画や環境問題な

どに対する反対がないことから、失われる利益は小さいと考えられる。

また、候補地の選定に当たり、

イ シンボルロード「来さまい橋通り」や既存施設との有形的な連携が図れること。

ロ 土地の取得が容易で、経済的なこと。

ハ 支障物件が少なく、地域住民に与える影響が少ないこと。

ニ アンケート調査結果を市民からの要望と踏まえて計画に反映させること。を基準として総合的に比較検討がなされており、起業地は最も事業費が少なく、関連既存施設との有機的な連携に優れていると認められる。

以上のとおり、本件事業の施行により得られる利益と失われる利益を比較した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められると共に、本件事業の起業地は他の候補地と比較して最も適切であると認められる。

4 法第二十条第四号の要件

起業者は、本件事業の施行により下北半島地域に訪れる観光客への利便性向上を図り、地域経済の活性化と向上を目指して、休息機能、観光情報提供機能及び観光資源展示コーナーを備えた産業振興拠点施設を建設しようとしているものであり、本件事業に係る起業地の範囲は、より一層の観光産業の振興と発展及び地域経済の活性化と向上を実現するために必要な建物及び駐車場等の設置に必要な範囲であると認められ、本件事業は、土地を収用する公益上の必要性が認められる。

五 法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

むつ市役所

青森県告示第四百一十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十六年四月四日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十六年三月五日



青森県告示第百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十六年四月四日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十六年三月五日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道 二八〇号	東津軽郡今別町大字奥平部字砥石二六の三から 東津軽郡今別町大字奥平部字村元道添八八の一まで 西津軽郡木造町字赤根四二の二から 西津軽郡木造町字末広二五の二まで 西津軽郡森田村大字下相野字亀山六〇の二から 西津軽郡森田村大字妙堂崎字崎尻八の二まで 西津軽郡森田村大字山田字滝元三一の四から 西津軽郡森田村大字山田字浪一七の一八まで	平成一六・三・三〇
国道 四五四号	三戸郡新郷村大字戸来字境田四の六から 三戸郡新郷村大字戸来字境田一三の一まで	"
国道 八戸大野線	三戸郡階上町大字田代字下上五の一から 三戸郡階上町大字田代字下上一の一まで	"
国道 妙売市線	八戸市大字中居林字館越山二五の一から 八戸市吹上二丁目一七の一まで	"
国道 田子十和田湖線	三戸郡田子町大字田子字清水頭六二の一から 三戸郡田子町大字田子字清水頭一九の三まで	一六・三・五

青森県告示第百四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、弘前広域都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成十六年二月二十六日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十六年三月五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 施行者の名称  
藤崎町
- 二 都市計画事業の種類  
弘前広域都市計画下水道事業（藤崎町公共下水道）
- 三 事業施行期間  
昭和五十五年六月十九日から平成十八年三月三十一日まで
- 四 事業地
  - 1 収用の部分  
なし
  - 2 使用の部分  
都市計画事業計画の変更認可（平成十六年五月十一日青森県告示第三百七十一号）の事業地に変更なし。

# 公 告

## 特定漁港漁場整備事業計画変更の公表

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第十七条第十項の規定により、佐井地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を変更したので、同項の規定により公表する。

なお、当該変更後の特定漁港漁場整備事業計画は、青森県農林水産部漁港漁場整備課及び下北地方農林水産事務所下北地方漁港漁場整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

る。

平成十六年三月五日

青森県知事 三 村 申 吾

### 人 事 委 員 会

人事委員会規則七 一〇（学校職員の特種勤務手当）等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月五日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七 一 （学校職員の特種勤務手当）等の一部を改正する規則

（人事委員会規則七 一 （学校職員の特種勤務手当）の一部改正）

第一条 人事委員会規則七 一 （学校職員の特種勤務手当）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第二十一条」を「第十七条」に改める。

（人事委員会規則七 五五（復職時等における給料月額調整）の一部改正）

第二条 人事委員会規則七 五五（復職時等における給料月額調整）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二十条の五第一項」を「第二十六条第一項」に改める。

（人事委員会規則七 八五（寒冷地手当）の一部改正）

第三条 人事委員会規則七 八五（寒冷地手当）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第八号中「第二十条の五第一項」を「第二十六条第一項」に改める。

（人事委員会規則一三 九（職員の育児休業等に関する規則）の一部改正）

第四条 人事委員会規則一三 九（職員の育児休業等に関する規則）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第二十条の五第一項」を「第二十六条第一項」に改める。

（人事委員会規則一四 （県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部改正）

第五条 人事委員会規則一四 （県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の

一部を次のように改正する。

第一条中「及び教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十一条の五第三項」を削る。

（人事委員会規則一四 一（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部改正）

第六条 人事委員会規則一四 一（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十一条の五第三項」を削る。

（人事委員会規則一四 二（職員団体の登録に関する規則）の一部改正）

第七条 人事委員会規則一四 二（職員団体の登録に関する規則）の一部を次のように改正する。

第四号様式中「第21条の4第1項」を「第29条第1項」に、「または」を「又は」に、「特した」を「付した」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 四七（産業教育手当の支給を受ける実習助手の範囲）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月五日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七 四七（産業教育手当の支給を受ける実習助手の範囲）の

一部を改正する規則

人事委員会規則七 四七（産業教育手当の支給を受ける実習助手の範囲）の一部を次のように改正する。

第二条中「実習助手」を「人事委員会規則で定める者」に改め、同条第一号中「高等学校」の下に「若しくは中等教育学校」を加え、「文部科学大臣」を「任命権者」に改める。



附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 五六(定時制通信教育手当の支給を受ける実習助手の範囲)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月五日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七 五六(定時制通信教育手当の支給を受ける実習助手の範囲)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 五六(定時制通信教育手当の支給を受ける実習助手の範囲)の一部を次のように改正する。

第二条中「実習助手は、実習助手で」を「人事委員会規則で定める実習助手は、」に、「該当するもの」を「該当する者」に改め、同条第一号中「高等学校」の下に「若しくは中等教育学校」を加え、「文部科学大臣」を「任命権者」に改める。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 八(期末手当、勤勉手当及び期末特別手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月五日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七 八(期末手当、勤勉手当及び期末特別手当)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 八(期末手当、勤勉手当及び期末特別手当)の一部を次のように改正する。

第二条第九号中「第二十条の五第一項」を「第二十六条第一項」に改める。

第六条第三項第三号中「国立及び公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律」を「公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第十四号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第六条の規定による技術上の規格に適合すると認められたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十六年三月五日

青森県公安委員会委員長 榎 引 利 貞

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	CRナンタNS	株式会社銀座
"	CRナンタNK	"
"	CRファイバーアクアインMR7M	株式会社三共
"	CRマジカルランプR1W	奥村遊機株式会社
"	CRマジカルランプR15X	"
"	CR純次HR	マルホン工業株式会社
"	CR横山やすし伝説M	豊丸産業株式会社
"	CR横山やすし伝説S	"

回胴式遊技機	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
マリパニック 30	CRドツキドキ！西遊記MB	CRデイスコキングMD	CRドツキドキ！西遊記MA	CR1ばちんこイエローキャブT	CR1ばちんこイエローキャブV	CR1ばちんこイエローキャブX	CR1ばちんこイエローキャブM	CRバーニーガールYJ2	ダブルタイガーV	ダブルウイングV	CR・ダブルウイングK
アビリット株式会社	"	"	株式会社ニユーギン	"	"	"	京楽産業株式会社	"	"	"	株式会社平和

(発行所・発行人)  
青森市長島二丁目一番一  
号 青森県

(印刷所・販売人)  
青森市古川二丁目一七番五号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭